

社発第 T-710 号
平成 29 年 2 月 23 日

貸借取引参加者
代 表 者 殿

日 本 証 券 金 融 株 式 会 社
代表取締役社長 小林 英三

株式会社名古屋証券取引所が開設する金融商品市場における貸借取引の取扱いについて

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて当社は、平成 29 年 4 月 24 日（以下「取扱開始日」という。）から、株式会社名古屋証券取引所（以下「名証」という。）の指定証券金融会社として、名証が開設する金融商品市場（以下「名証市場」という。）における貸借取引業務を開始することといたしました。

つきましては、名証市場向け貸借取引を下記のとおり取扱うことといたしますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 貸借取引対象銘柄の選定

当社は、取扱開始日前日に名証市場において貸借銘柄または制度信用銘柄（貸借銘柄を除く。）に選定されている銘柄について、取扱開始日に、それぞれ名証市場分の貸借銘柄または貸借融資銘柄に選定いたします。

なお、新たに選定する銘柄につきましては、後日あらためて通知いたします。

2. 貸借取引にかかる代用適格銘柄の選定

名証市場向け貸借取引にかかる貸借取引貸借担保金代用有価証券適格銘柄（以下「代用適格銘柄」という。）は、東証市場向け貸借取引における代用適格銘柄および上記 1. により選定される貸借取引対象銘柄といたします。

3. 貸借取引にかかる個別銘柄に関する措置

（1）銘柄別増担保金徴収措置

当社は、取扱開始日に名証が信用取引の個別銘柄について委託保証金率引き上げの措置を実施している場合は、名証市場向け貸借取引において、当該措置と同一内容の銘柄別増担保金徴収措置を実施します。ただし、基準残高は取扱開始日における「貸借取引自己取引分」および非清算参加者ごとの「清算取次貸借取引自己取引分」の融資または貸株残高とし、翌日の貸借取引申込以降、この基準残高を超えた分につき増担保金を徴収いたします。

なお、銘柄別増担保金徴収措置の対象となる銘柄につきましては、取扱開始日前日に通知いたします。

（2）注意喚起通知および申込停止措置等

名証市場向け貸借取引において、取扱開始日前日に中部証券金融株式会社が実施している注意喚起通知および申込停止措置等は、当社が当該措置の適否を判断のうえ、同日夕方に通知いたします。

4. 貸借取引にかかる融資基準額

名証市場向け貸借取引の融資基準額につきましては、当社と名証市場向け貸借取引にかかる契約を締結した貸借取引参加者に対し、あらためて個別に通知いたします。

5. 事務の取扱い

(1) 日証金ネットでの貸借取引の申込み等

①4月24日(月)午後4時から、名証市場向け貸借取引の申込みを日証金ネットにて受け付けます。

なお、名証市場向け各種申込みにつきましては、日証金ネット上の「取引所区分」は「03:名証」となります。また、申込みに係るアップロードファイルフォーマットおよび貸借取引に関する各種配信情報のダウンロードファイルフォーマットの形式については、他の市場(東証、福証、札証)向け貸借取引と同様となります。

②貸借取引における貸借担保金所要額は、市場(東証、名証、福証、札証)毎に算出しますので、4月27日(木)午前11時までに、名証市場向け貸借取引にかかる貸借担保金または貸借担保金代用有価証券の差入申込みを行っていただき、同日正午までに差入れていただくようお願いいたします。

(2) 名証市場向け貸借取引に付随する権利・配当金等の受払い

名証市場向け貸借取引に付随する権利・配当金等につきましては、当該権利・配当等にかかる基準日が4月27日(木)以降に定められるものから当社との間で受払いを行います。

(3) 貸株等超過銘柄の取扱い

取扱開始日(約定日)以降の名証市場向け貸借取引において、貸株等超過となった銘柄につきましては、当社の「貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い」に基づき取扱います。

以上

<参考資料>

別紙 アップロードファイル(csv)仕様書

<本件に関するお問合せ先>
貸借取引部 貸借取引課
(03)3666-3542